

## 規制の事前評価書

<b>政策の名称</b>	中小事業主団体が労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例	<b>担当部局名</b>	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課	<b>作成責任者名</b>	雇用均等政策課長 小林 洋子	<b>評価実施時期</b>	平成26年10月
<b>法令案等の名称・関連条項</b>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条(委託募集の特例等)						
<b>規制の目的、内容及び必要性等</b>	<p>【規制の目的】 中小事業主における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施体制を確保できるようにするため、本規制を設けることとする。</p> <p>【規制の内容】 構成員たる中小事業主の委託を受けて労働者の募集を行う中小事業主団体が、その申請に基づき厚生労働大臣が承認したものが、その構成員たる中小事業主から委託を受けて募集を行う場合には、当該中小事業主団体が厚生労働大臣に届出を行えば足りることとする。 また、厚生労働大臣は承認した中小事業主団体に対し、承認が適当でない場合はこれを取り消すことができることとし、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助の実施状況について報告を求められることができることとする。</p> <p>【規制の必要性】 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するためには、中小企業を含めて裾野から取組を推進していくことが重要である。 女性の職業生活における活躍を推進するに当たり、出産等により退職した女性の再雇用を進めようとするのが想定され得るが、知名度や臨機応応性等において労働者募集にあたって劣後する中小事業主における取組の推進をより一層図るためには、委託募集の特例を設けることが必要である。</p>						
<b>想定される代替案</b>	中小事業主団体が厚生労働大臣の承認を受けていなくても、委託募集に係る規制の特例を認める。						
<b>規制の費用</b>	<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
1 遵守費用	各中小事業主団体において、承認申請をした場合に当該承認に係る手続、審査のための費用が発生する。	新たに発生する費用はないものと考えられる。					
2 行政費用	承認に係る手続、審査のための費用が発生する。	新たに発生する費用はないものと考えられる。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	委託募集を行うのに適当でないものを排除することができず、中間搾取等の弊害の発生を防止することができない。					
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
	<p>当該規制を導入することにより、国民への便益として、委託募集を行うのに適当でないものを排除することができ、中間搾取等の被害の発生が防止される。また、中小企業主団体による共同募集が実施されることにより、求職者にとって求人者に関する情報が得やすくなる。</p> <p>さらに、関連業界への便益として、認定を受けた中小事業主における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の確保が容易となり、ひいては社会的便益として、中小事業主における労働力需給のミスマッチの解消に資する。</p>	中小事業主団体が厚生労働大臣の承認を受けていなくても、委託募集に係る規制の特例を認めることにより、許可申請に係る審査が不要になり、遵守費用及び行政費用は軽減される。					
<b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b>	当該規制は、中間搾取等の被害の発生防止という国民への便益及び社会的な便益の点で代替案よりも優っているため、認定中小事業主における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の促進という政策目的を達成するために適切な手段である。						
<b>有識者の見解その他関連事項</b>	<p>「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 2－2. 女性の活躍推進 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ⑥ 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築 「各主体の取組を促進するため、認定などの仕組みやインセンティブの付与など実効性を確保するための措置を検討する。」</p> <p>労働政策審議会雇用均等分科会建議(平成26年9月30日) 「女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について」(抜粋) 4 新たな法的枠組みの構築 (7) 企業の取組促進に向けた方策 女性の活躍推進に向けた取組を進めようとする企業に対する相談体制の整備を図るとともに、事務負担が取組を進める上での阻害要因とならないよう、様々な面で支援を検討することが適当である。</p>						
<b>レビューを行う時期又は条件</b>	法の施行後3年を経過した場合において、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。						